

議員団 平塚市

日本共産党平塚市議会議員団
電話 0463-23-1111 (内線 2375)
平塚市浅間町 9-1 平塚市議会控室

No.1348 2016年 3月 6日

日本共産党平塚市議会議員団
团长 高山和義
電話・FAX 31-4638
k.takayama@mb.scn-net.ne.jp
松本敏子
電話・FAX 59-4607
mail@matsumoto-toshiko.jp
渡辺敏光
電話・FAX 31-6431
w-toshi@agate.plala.or.jp

無料法律相談
次回は3月17日(木)
午後4時~6時(要予約)

平塚市議会3月定例会 初日の報告から

日本共産党市議団は—

○「平塚市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」
に賛成、 ○「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例」に反対—

3月議会初日（2月18日）に採決が行われました平塚市職員と市議会議員
の期末勤勉手当の改定内容と、共産党市議団の討論の内容をお知らせします。

なお、地方公務員の給与は人事院勧告の概要に準じて改定が行われます。

<平塚市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例>

改定案の内容—期末勤勉手当

- 年間支給月数を0.1月分引き上げる（現行4.10月→4.20月）
- 2015年度は12月期を0.1月分引き上げる（現行2.125月→2.225月）。
- 2016年度以降の6月期、12月期の配分は以下の通りにする。

6月期—(1.975月分→2.025月分) 12月期—(2.125月分→
2.175月分)

2015年度(改正後)(単位:月)			
	6月期	12月期	年間
期末	1.225	1.375	2.6
勤勉	0.75	0.85	1.6
合計	1.975	2.225	4.2

2016年度(単位:月)			
	6月期	12月期	年間
期末	1.225	1.375	2.6
勤勉	0.8	0.8	1.6
合計	2.025	2.175	4.2

⇒

—この条例改正に賛成の討論(要旨)—

今回の期末勤勉手当の改正は、今年度の人事院勧告での、「民間給与との格差(0.36%)を埋めるため、俸給表の引き上げ等や、期末勤勉手当の引き上げを民間の支給状況を踏まえ、勤勉手当に配分する、という概要に準じた改定」という。

本市の改定案では、ボーナスの「期末勤勉手当」で、2014年8月から昨年7月までの直近1年間の民間の支給実績と公務の年間の支給月数を比較し、民間が4.21月、公務が4.10月のため、2016年から4.20にするというもの。

人事院給与勧告制度は、経済・雇用情勢を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的とされている。

よって本市でも給与は、勧告に準じて、2002年から2013年までは、マイナスや勧告なししが続き（マイナス勧告が6回、勧告なししが5回）、期末勤勉手当も同様の状況が続き、やっと2014年、15年度と給与と期末勤勉手当が、勧告に準じてアップし、さらに今回の期末勤勉手当の引き上げの提案となつた。

現在労働者の賃金は、物価上昇、消費税増税負担等で、実質賃金が4年連続マイナスと報道されている。

このような中で、市職員が、安心して生活をするため、今回は期末勤勉手当を年間0.1月だが、引き上げることは、職員にとって切実であり、必要である。

また日常的に市民の要望に応え、災害等が起きれば、対策・対応にまさに不眠・不休で取り組む、そのほこりと自覚をもつ市職員が今後育っていくためにも、今回の期末勤勉手当の改正は必要と考えるものである。

<議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改定する条例>

—改正内容—

- 議員の期末手当の年間支給月額を3.85月から3.95月に引き上げる。

<改定による期末手当額> (単位:円)

議員報酬	改正前		改正後		増加額 (年)
	支給月数	期末手当額	支給月数	期末手当額	
議長	615,000 3.85月	2,841,300	3.95月	2,915,100	73,800
副議長		2,494,800		2,559,600	64,800
議員		2,319,240		2,379,480	60,240

(表面からの続き)

—この条例改正に反対する討論（要旨）—

今、一年を通して働いても年収200万円以下の労働者が1140万人に達しており、1000万人を超えるのは9年連続という。

このような中、労働者の賃金の引き上げや、非正規から正規雇用が主となる雇用を求めるることは今、重要になっている。

この改正に反対するのは、市民の理解がえられない、と考えるから。

議員の報酬に対しては様々な意見がある。選挙で選ばれる議員は、報酬に対しても、多くの市民の理解が必要である。

市民の生活実態、雇用の状況、また日常的に市民との接する中で、期末手当の引き上げはやるべきではないと判断する。

<2条例改正案の採決の結果>

- 一般職員給与条例改正案 賛成—25 反対—2 可決
- 議員報酬条例改正案 賛成—20 反対—7 可決

新制度で大きく変わる学童保育

—必要性と期待がますます高くなっています—

学童保育、ご存じでしょうか。今、共働き・一人親家庭が増えている中で、子どもたち（小学生）の安全な放課後生活が求められており、学校よりも長い時間過ごす「生活の場」です。

国は新制度の中で「保育所から切れ目のない利用ができるよう整備していく」としています。

今、平塚市内では、1580人（2014年4月1日現在）の小学生が学童保育に通っています。

学童保育施設は39施設（運営母体は、○保護者会 18か所 ○社会福祉法人 11か所 ○学校法人2か所 ○社団法人 1か所 ○地域運営委員会 1か所 ○民間保育団体 4か所 ○NPO法人 2か所）

—量的な拡大、質的な拡充がいっそう求められています—

新制度では、一つの学童で、子どもたちがのびのびと過ごせる人数として40人の目安を示しています。

このような中、施設の広さなどにより、実質的に「待機児童」がいる状況もあります。

全国では一学童保育数は2万5541か所（2015年5月現在）＊前年比3445か所増。

入所児童数 101万7429人（前年比8万3894人増）

2015年から制度が大きく変わったことで、学童保育数も、入所児童数も

激増。それでも「潜在的な待機児童」は40万人以上と推測されています。

平塚市内の学童では、入所希望者が多いため、子どもの家族状況で点数をつけ、入所の判断をしています。

また他の学童では、施設が狭く、希望者も増えたため、1年生から6年生までの入所を、新年度から1年生から3年生までにする方向で検討、多くの子ども・親が大変困っていることです。



2015年12月議会・共産党市議団総括質問（渡辺質問）から

子ども・子育て支援新制度で、2015年4月から、就学前の保育・教育・子育て支援の制度と同時に、就学後の子どもの放課後生活を守る学童保育の制度も大きく変わった。

学童保育を市町村が実施主体とする地域子ども・子育て支援事業として位置づけられた。

また、新制度では、質の高い子育て支援が強調され、指導員の待遇の改善、人材確保の方策の検討が盛り込まれた。

【質問】市が実施主体となることで学童はどう変わるか、市の果たす役割は。

【答弁】本年度から学童の設備及び運営に関する基準を定める条例を施行。大きく変わった点は、常時二人以上配置する職員体制や「放課後児童支援員」の資格を設けた。

【質問】事業計画では施設をH31年まで毎年1か所増やし、43ヶ所に。平塚市次世代育成支援行動計画では、1学区1学童を掲げている。目標達成の状況は。

施設整備では、国は学校教室への移設を強調している。状況は。

【答弁】28小学校中27小学校。

学校教室—現在6小学校の7施設。引き続き教育委員会と協議を継続。学校教室の利用は、子どもの安心・安全の点から。また財政的な面でも家賃補助として18万を上限に支出。年間200万を超える。この部分の削減にもなる。

【質問】学校を優先ですすめてほしい。厳しい状況もあるから、以前にも述べていた公の施設も検討を。残っている地域は土屋地区。対応は。

【答弁】土屋小学校区にない。2名が吉沢地区の学童に入所。バスで通う。近くへ送迎するという国の方針もあるというので、使っていければ検討。

【質問】指導員・支援員の質の向上のための研修は日常的に必要。認定試験は5年間に全部終わらせるが、平塚市内の指導員は261名。時間を要するので、市としてレベルアップの研修会を日常的に取組むべきでは。

【答弁】今まで、消防救急救命士を講師に心肺蘇生法・AED、発達障がいの理解の研修を実施。さらに補助員の資質向上の研修を実施していく。